

阪神間お散歩マップ制作及び広告業務にかかる提案依頼用仕様書

1 業務名

阪神間お散歩マップ制作及び広告業務

2 目的

本業務は、芦屋市、西宮市、阪神南県民センター、阪神電気鉄道株式会社（以下、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体という。）が協働し、共通するまちの魅力である「阪神間モダニズム」というルーツを大切にしつつ育まれてきた上質なライフスタイルを発信する「阪神間連携ブランド発信事業」として実施する。これにより、阪神間地域の活性化とエリア内の都市ブランドの向上を図り、関西圏からの交流人口の拡大や移住・定住者を呼び込む流れを作るとともに、当該エリアの「阪神間モダニズム」への理解と地域への愛着を高めることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

下記のとおり、阪神間モダニズムに関連したテーマを取り上げ、テーマに関連する地図で構成される印刷物（お散歩マップ。以下「マップ」という。）を制作、告知媒体を活用した周知を行うこと。

種類	コート紙またはマットコート紙（フルカラー）
厚さ	四六判 90～110Kg
サイズ	中綴じ冊子 A 5 サイズ
ページ数	12 ページ以上
発行回数	2 回
部数	各 20,000 部 計 40,000 部
納期	(1 回目)令和 6 年 9 月 30 日 (月) (2 回目) 令和 7 年 2 月 28 日 (金)
テーマ	(1 回目)建築 (2 回目)アート
企画・デザイン	<ul style="list-style-type: none">・メインターゲットは 20～40 代女性・当協議会において過去発行したマップのデザインを参考にし、デザインイメージから逸脱しないこと。過去のデザインについては下記 URL を参照。 https://library.hhcross.hankyu-hanshin.jp/library/hhcrosslibrary_open/book/list?search%5Bhigh_category%5D=240・地域外の方でも理解できるよう阪神間モダニズムの歴史・ルーツを掲載すること。・別記令和 5 年度制作したマップの「阪神間お散歩マップ」、「阪神間モダニズム」のロゴマークを使用すること。なお、色の変更については必要に応じて行ってよいものとする。
対象地域	芦屋市・西宮市
告知媒体利用	<ul style="list-style-type: none">・マップに関する告知媒体として、阪神電車主要駅での交通広告など本業務の目的達成のために効果的な広告方法を企画提案すること。・施設等への取材時に取得した画像等については、阪神間連携ブランド発信協議会の所有する Instagram アカウント等で使用するための画像素材として提供を行うこと。

委託料	4,000 千円上限（税込み）
機密保護	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を当協議会の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。 ・本業務の遂行のために当協議会が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに返却すること。
再委託	再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を当協議会に提示し承認を得ること。また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
契約方法	委託料に 1/4 を乗じた金額を各阪神間連携ブランド発信協議会参加団体と契約すること。
支払い方法	検査完了後、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用を促進するため、マップ等に阪神電車各駅からの交通アクセスを示すこと。 ・対象施設等への事業説明等は受託者が行うこと。 なお、対象施設の写真等、阪神間連携ブランド発信協議会参加団体が所有する過去の制作物等の素材については提供が可能であること。 ・マップの成果物として、実施結果の概要（A4 版で両面）を作成して納品すること。 ・一括して指定する部数を各協議会構成団体及び掲載施設等に納品すること。 ・制作物及び使用した素材等は、別途電子データ（Windows 版 adobe illustrator cs2 及び同最新版、Adobe Acrobat 及び同 Reader で閲覧加工が可能なもの）で納品すること。 ・制作物及びマップに使用した素材等の著作権は、阪神間連携ブランド発信協議会に帰属するものとする。 ・本書に明記されていないこと及び疑義については、双方協議のうえ決定する。

5 法令の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。なお、各阪神間連携ブランド発信協議会参加団体と契約を行う際は、各主体の契約書に記載する法令等を遵守すること。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

【別記ロゴマーク】

阪神間 お散歩マップ

